

令和4年度 第10回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和4年10月21日（金） 午後1時30分から午後4時15分まで

2 場 所

千葉県自治会館9階大会議室

3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、中井委員、齋藤委員、近藤委員、八田委員、安立委員、
岡山委員、永村委員（10名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角対策監
環境政策課 寺本課長、渡邊副課長、久保田班長、森副主幹、
丸山副主査、今川副主査、岩城副主査

傍聴人：5名

4 議 題

- (1) いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書【2件】について（答申案審議）
- (2) その他

5 結果概要

- (1) いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書【2件】について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 (仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について (株式会社いすみ洋上風力発電)
- 資料 1 - 2 市町長意見の提出状況 [(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書] (株式会社いすみ洋上風力発電)
- 資料 1 - 3 (仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 (株式会社いすみ洋上風力発電)
- 資料 1 - 4 答申案審議に向けた論点整理 [(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書] (株式会社いすみ洋上風力発電)
- 資料 1 - 5 (仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (答申案) (株式会社いすみ洋上風力発電)
- 参 考 1 (仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (答申案) (株式会社いすみ洋上風力発電) 【見え消し】
- 資料 2 - 1 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について (三井物産株式会社他 3 社)
- 資料 2 - 2 市町村長意見の提出状況 [(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書] (三井物産株式会社他 3 社)
- 資料 2 - 3 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 (三井物産株式会社他 3 社)
- 資料 2 - 4 答申案審議に向けた論点整理 [(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書] (三井物産株式会社他 3 社)
- 資料 2 - 5 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (答申案) (三井物産株式会社他 3 社)
- 参 考 2 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (答申案) (三井物産株式会社他 3 社) 【見え消し】
- 参 考 3 いすみ市沖における先行事例の配慮書との比較表

別紙 審議等の詳細

議題（１）いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書【２件】について（答申案審議）

○事務局より資料１－１～資料１－５について説明。

（委員）

資料１－５答申案の２ページの２（１）イについて、表層という文言を削除できないか。表層地質という言葉はあるが、定義が難しく決まっていない。地質といった場合には、表層の土壌を取った部分。表層地盤というと、表層に堆積している、例えば砂の粒径だとかそう感じてしまう可能性がある。銚子の場合であれば、直径７mを下に３０m打ち込むので、地盤というよりも基盤。

（事務局）

前回は議論になった、岩礁帯なのか、砂地なのかといった地盤の状況をわかるようにするといった意味合いでは、どのような言葉を使うのが適切か。

（委員）

正確にいうのであれば、海底の地質というのが正しいが、構造物を作る場合には地盤という言葉を使う。地盤という言葉で統一してはどうか。

（事務局）

地盤といった言葉を使った場合、表層地質というものは地盤という言葉の中に含まれるのか、上に積まれた別物になるのか。表層地質が地盤に含まれるのであれば、地盤としてもよいかと思う。

（委員）

海底だから土壌がない。表層地質という言葉も陸上で使う言葉である。表層というのは違うのではないか。

（事務局）

深度方向に深いところまで詳細な調査を、ということ非常に面積が広いので、言い過ぎではないかということもあって、表層地盤という言葉を使ったところ。ここは表層という言葉削除させていただく形でいかがか。

（委員）

表層を含めた地盤としてはどうか。

（委員）

表層を含めた基盤という言い方もある。

(事務局)

地盤というと相当深い地層的な形になるので、表層を含めた地盤・・・

(委員)

地盤には表層も含まれる。

(事務局)

地盤に表層も含まれるということであれば、地盤とさせていただきます。

(委員)

この項目が地形及び地質なので、地質及び地盤としてはどうか。

(委員)

地質という分野と地盤という分野を考えると、地質は理学的で地盤は工学的。地質及び地盤という言い方は決して間違いではないが、地盤の方は力学的なインパクトを加えた応答の結果である硬さ、強度だとかが主体になる。地質の方は理学的にどういう鉱物でできているといったようなもの。

(委員)

地盤でも十分に意味が通じる。

(事務局)

ここで明確にしたいのは、砂地と岩礁という区分けと、基礎的な工事をするにあたってその下がどういう状況なのかという2つの要素をしっかりと調査をしてほしいという意味合い。その両方が得られるかということであれば、地盤という表現で構わない。もっと丁寧に行った方が良いとなれば、どういう表現が良いかといったことで議論いただければありがたい。

(委員)

地盤という言葉であれば、事業者も変な解釈をしないのではないかと。地盤という言葉を使った方がよいと思う。

(事務局)

今の議論を踏まえて、事務局としてここは地盤という言葉に修正させていただきたいがどうか。

(委員)

お願いします。

(委員)

修正ではないが、認識の問題で、国土地理院の範囲が器械根といった認識のように聞こえたが、器械根というのはもっと広い岩礁地帯全体のことをいう。水産関係の論文でもかなり広い岩礁帯をいっている。“含む”という表現で構わないが、認識が重要。

岩礁帯があるということが重要で、資料1－5答申案前文の「～岩礁帯が広がっており、」で止まらず、岩礁帯があることによって、カジメ等の藻場が形成される。藻場が形成されると、サザエ、タコ、イセエビ等の生態系が出来上がっているという認識が重要だと思う。事業者にも認識してもらいたい。総合的な観点から環境というものがわかるようなニュアンスを読み取ってほしいなど。

(委員)

岩礁帯が藻場の形成に主に寄与しているということか。

(委員)

そうですね。そこだけ浅くなっているのです。

(委員)

例えば、岩礁帯が沖合10km以上先まで広がっており、“これにより”という言葉を入れると明確になるのでは。

(事務局)

委員のおっしゃる意図をもって作文はしている。よりそのつながりを読めるようにという御指摘。10km以上先まで広がっていることで、といった・・・

(事務局)

岩礁がないと藻場が形成されないとも読めてしまうので、その誤解が生じない表現の必要がある。

(委員)

浅くなっているというのが日射の条件などに関係している。

(委員)

岩礁がなくても藻場が生える。水深と関係している。間違った解釈をされるというのも確か。

(委員)

この程度の文章がいいのかもしれない。

(事務局)

紙だけ渡すわけではなく、委員のおっしゃる趣旨をしっかりと説明した上で、知事意見を事業者にお伝えしているのが通常なので、文言はこのままでいかがか。

事務局としても関係性を改めて認識させていただいた。

(委員)

よろしく願います。

(委員)

資料1-5 答申案の5ページの廃棄物の項目について、ボーリングした際に土砂が大量に発生すると思われる。土砂は廃棄物ではないが、廃棄物“等”と加えてはいかが。発生する廃棄物の減量化及び再資源化のところに、適正処理を加えたらよろしいかと思う。

事業者説明の時には、例えば、ケーブルなどを埋設するのであれば、浚渫することになる。そこから出た何等かの廃棄物を事業者はどうされるか質問した時には、工法そのものが決まっていなくてお答えできないという回答だったと記憶している。そういう意味では踏み込みすぎかもしれない。

(事務局)

銚子沖の方法書の意見の段階では、土を意識した廃棄物等という言葉は使っておらず、施工時に発生する産業廃棄物の発生量、処理方法を記載するということが、廃棄物という言葉にしている。想定されないわけではないが、方法書の段階で事業計画を踏まえて意見させていただきたい。

(委員)

東京タワーよりも2m高い。答申案でいろいろ注意しないと書かれているが、これで十分か。

(委員)

景観のところに、これまでの意見に加えて、高さに配慮して主要な眺望点からの離隔等の、という文言を加えていただいたが、距離を離せばいいかというのではなく、配置をかためておく、離しておく、で景観は変わってくる。シミュレーションのように視覚的にわかるものを踏まえて環境保全措置として考えてほしい。

(事務局)

配慮書でもって、いろいろ検討してどういった環境影響が出るのかという検討段階ではあるので、具体的な環境保全措置をいうのは難しいところであるが、例示として距離を記載しているが、影響をできる限り回避・低減することという言葉で最後受けている。良い言葉があれば追加させていただきたい。

なお、シミュレーションについては、銚子沖の方法書の段階で議論いただき、指導事項ではあるが、フォトモンタージュだけでなく、三次元コンピュータグラフィックを用いた予測の検討であるとか、意見している。この大きさのものがこの先も出てくるかはわからないが、方法書の段階では意見させていただきたい。

(委員)

1つだけ加えてほしいのは、離隔の確保に合わせて、レイアウト、配置を書いてほしい。もう一つ、指導の方で、シミュレーションを行うことに加えて、景観の専門家との検討をするようにという指導を加えることはできないか。

(事務局)

それは方法書段階ということで良いか。

(委員)

早い段階から専門家と一緒に検討していただいた方が良い。止まれないところまで行ってからでは困る。

(事務局)

まず、答申案から確認すると、離隔の確保や配置等、レイアウトということですよ。

(委員)

そうですね、レイアウトと言い方を変えれば、皆さんと受け取るニュアンスが変わると思う。我々は設計などで配置という言葉を使うが、一般の皆さんの認識としてレイアウトだと少し印象が変わるかなと。ここでは離すということはあるが、離すことが一番の武器と読めるが、密に配置あるいは層に配置することで印象は変わってくる。その部分も環境保全措置として考えてくださいということを伝えたい。

(事務局)

離隔の確保や配置等の環境保全措置、に修文させていただく。

早い段階から景観の専門家の意見を聞いて、という部分の意見については、事務局で預かって、指導を検討させていただくということによろしいか。

(委員)

よろしいですね。

(委員)

資料1－4論点整理の地域特性キの部分で“及び広大な水平線”と追加したが、答申案では入っていない。せっかく追加したのであれば、文言を入れてもらってもいいのでは。

(事務局)

この広大な水平線の議論は、次の案件の議論の時に、もともと景観資源として日の出と水平線が取り上げられていなかったもので、知事意見で追加をするとい

う議論で出てきた話で、資料2-5の5ページの(7)景観アで追加している。入れるということも事務局で考えたが、太平洋という言葉に含まれるだろうということで入れなかった。

(委員)

資料1-5答申案の事業計画の追加されたエのところ、こちらの事業者は発電所の出力も他に比べてかなり大きな出力で計画を出している。エの文章だと、区域だけを考慮して、と書いてあるが、区域を考慮して出力を変えなかったら、相当密な配置になってしまう。事業者が696kWを維持するのか維持しないのかが明確ではない。もう一步踏み込んで、想定区域を再設定するし、事業計画もそれに見合うものに再検討することといったニュアンスを付け加えた方がいいのではないかと思った。

例えば、エの文章に、検討状況や促進区域の指定を踏まえて設定するとともに、事業計画を見直すこと、とかその程度のことを書いていただければよいのではないか。

この出力を維持しようとする、相当無理な計画、委員も懸念していたような密に立つ状況にもなりかねない。

(委員)

面積と出力の間にルールはあるのか。

(事務局)

それなりの出力の風力発電機を設置する場合には、一定間隔をあけるという意味で広さは関係すると思う。一方で、陸に電力を送るという制約が今どうなっているかは確認しないといけない。他の要素で見直さないといけないこともありうる。

今の部分については、検討状況や促進区域の指定を踏まえて設定するとともに、事業計画を見直すこと、ということによろしければ修正をさせていただきたい。

(委員)

答申案2ページの2(1)アの、“また”の前に言葉を付け加えたことによって、何を項目として選定するのかわかりづらくなった。結局何を環境影響評価項目として選定するのか。

(事務局)

表題の地形及び地質を環境影響評価項目として選定することの意味。

(委員)

2件目と見比べながら見ているが、1件目と2件目で違うところは意図的に変えているのか。

(事務局)

意図的にしている。配慮書の中での位置づけが違うので差をつけている。

(委員)

それでは意見が出尽くしたということで、修正したところを確認して答申としたいと思う。

(事務局)

修正点としては、答申案の1事業計画(2)エの文末の、「方法書において対象事業実施区域を同協議会における区域の検討状況や促進区域の指定を踏まえて設定するとともに、事業計画を見直すこと」と修文する。

2(1)地形及び地質のイ、一行目の表層地盤であったところを、表層を取って単に地盤と修文する。

2(7)景観のアの下から3行目、「主要な眺望点からの離隔の確保等」とあるところを離隔の確保や配置等と修文する。

答申案については、以上3カ所を修正する。

先程、委員から指摘のあった専門家の件については、指導事項として事務局で文案を検討し、事業者に対して通知をする。

以上、4点ということでよろしいか。

(委員)

以上の修正をして答申としたいと思うがよろしいか。

お認めいただいたということで答申とする。

○事務局より資料2-1～資料2-5について説明。

(委員)

水平線について追加で意見した際に、今までの事例で観光資源という表現にしていたのか。

(事務局)

以前に意見をした際と同じ表現を使わせてもらっている。

(委員)

観光資源とすると、地域の風土的な、地域に住まわれている方の景観という意味が欠落する気がする。

(委員)

観光客だけを相手にした景観と捉えられる。市町村長からも眺望景観への影響に配慮することとの意見が提出されていることを踏まえると、例えば、重要な地域資源であるなどの広い意味の表現にしてはいかがか。これまでの事例と統一した方がよいということであれば、表現を変えなくても構わない。

(事務局)

例えば、「観光資源でもあり」という表現はどうか。

(委員)

事業者に伝える際には、地元にも配慮いただくことを説明いただければ問題ないと思う。

(事務局)

修文としては、「観光資源でもあり」とさせていただき、委員の発言の趣旨を事業者に伝える。